

企画



企画

1 歴代三役

市長

代	市長名	就任年月日	離任年月日
初代	白石 譲二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白石 譲二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西澤 定義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島村 計治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白石 捷一	26. 4.24	30. 4.10
7	小野 香	30. 5. 2	34. 4.29
8	小野 香	34. 5. 1	38. 4.29
9	小野 香	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊藤 武志	59.11.18	63.11.17
16	伊藤 武志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊藤 武志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊藤 武志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石川 勝行	24.11.18	

助役

代	助役名	就任年月日	離任年月日
初代	本藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西澤 定義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢野 桃郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白石 喜八	20.11.10	22. 4.10
5	中川 英嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近藤 繩行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡田 大穂	26. 5.28	26. 9.14
8	岡田 大六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸龍	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸龍	34. 7.21	38. 7.20
11	伊東 祐一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近石 義己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助役名	就任年月日	離任年月日
14	松田 茂久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松田 茂久	53. 6.29	57. 6.28
16	松田 茂久	57. 6.29	60.12.31
17	加藤 照光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加藤 照光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加藤 照光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神野 秀明	6.10. 1	10. 9.30
21	神野 秀明	10.10. 1	12.12.31
22	片上 孝光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴木 晉弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副市長名	就任年月日	離任年月日
初代	石川 勝行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石川 勝行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近藤 清孝	25. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収入役名	就任年月日	離任年月日
初代	小野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴木 健市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴木 健市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴木 健市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴木 健市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤田 裕	40.12. 4	44.12. 3
11	永易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稻見 正夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稻見 正夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稻見 正夫	57. 6.29	60.12.31
15	高橋 昭博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高橋 昭博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高橋 昭博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近藤 宗治	6.10. 1	10. 9.30
19	近藤 宗治	10.10. 1	12.12.31
20	稻見 重幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田村 浩志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったですと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

計画の中間年である平成27年度には、社会経済情勢等の変化に対応するため、基本計画及び実施計画の見直しを行った。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め46項目の施策を定めている。

① 将来都市像

—あかがねのまち、笑顔輝く—

産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標（人口）

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、116,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題を取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

本市を支える産業の持続的発展を促進するため、工業については、ものづくり人材の育成を図るとともに、産業基盤の強化に努めます。また、農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくります。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえのない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、46項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく171項目の基本計画や主な取組内容を示している。

3 施政方針(平成28年度)

地域再生「三つの再生」と「二つの課題」

私は、市長就任以来、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」、この「三つの再生」に加え、「健康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」を行政運営の大きな柱とともに、「夢をかたちに チーム新居浜」を掲げ、ふるさと新居浜の総力を結集して、地域再生への取組を進めてまいりました。

就任1年目の平成25年度は「再生へのスタートの年」、就任2年目の26年度は「再生への実行の年」そして、就任3年目の27年度は、「再生への加速の年」と位置づけ、地域再生への取組を進めてまいりました。

施策推進にあたっては、政策懇談会をはじめ、各界各層の皆様との対話を通じて、市民の皆様の御意見や御提言を市政に反映するという、私が目指します「チーム新居浜」による地域再生への基盤が確実に整ってきたと強く実感いたしております。

地域再生から地方創生へ「再生から創生への躍進の年」

一昨年12月、国においては、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図るため、我が国の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5か年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

平成27年度は、まさに地方創生元年でありました。本市におきましても、これら国の地方創生への取組を受け、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小という最重要課題を克服するため、昨年12月に、本市人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」とその実現に向けた今後5か年の目標や具体的な施策を示す「新居浜市総合戦略」を策定いたしました。

この総合戦略に基づく施策を確実に実施し成果に結びつけていくことが、新居浜市の将来を大きく左右するといつても過言ではありません。

国の総合戦略は、地方に「しごと」をつくり、その「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が新たな「しごと」を呼び込むこの好循環が「まち」に活力を取り戻す、いわゆる、まち・ひと・しごとの創生により人口減少問題の克服と成長力の確保を実現するという地方創生を目指しております。私は市長就任以来、三つの再生と二つの課題をテーマに掲げ、地域再生への取組を推進してまいりました。私がこ

これまで実行してきた地域再生の取組と国が目指します地方創生とは、その目的は異なるものではなく、私が実行してきた「経済の再生」は「しごとの創生」に、「コミュニティの再生」は「まちの創生」に、そして「健康都市づくり」と「教育力の向上」は「ひとの創生」へつながるものであります。

私は、平成28年度を「再生から創生への躍進の年」と位置づけ、地域再生への取組を総合戦略が目指す地方創生へと深化させてまいります。そして、新居浜市総合戦略に掲げます。「住みたい、住み続けたい　あかがねのまち」の実現を目指してまいります。

持続可能なまち 新居浜の推進「新居浜市人口ビジョン」

まず、「新居浜市人口ビジョン」に示しております本市が目指す四つのまちの将来についてあります。

一番目は、『若い世代の「働きたい」「働き続けたい」を叶える 稼ぐ産業都市』であります。進学、就職等で市外へ出た方が、ふるさと新居浜へ戻って来られるよう雇用の受け皿や、ずっと働き続けたいと思える働きやすい就労環境を確保するとともに、域外から獲得したマネーを地域内循環につなげ、所得、消費の向上につながる稼ぐ「産業都市」を目指します。

二番目は、『「住みたい」「住み続けたい」を叶える 選ばれる定住都市』であります。本市は、豊富な自然環境に恵まれ、住友諸企業、地場中小企業など多くの産業集積があり、救急医療体制や医療施設も充実しています。また、「主婦が幸せに暮らせる街」ランキングでは、全国第9位に選ばれるなど、住みやすいまちとしても評価されています。これら本市の特性・まちの強みをさらに充実させ、対外的に広く情報発信することによって、市外、県外の方が「住みたい」と思える、住んでいる市民がずっと「住み続けたい」と思える、積極的に選ばれる「定住都市」を目指します。

三番目は、『「子どもをもう1人産み、育てたい」を叶える 子だくさん都市』であります。本市の合計特殊出生率1.8は、四国内で最も高くなっています。しかしながら、市民が望む理想の子ど�数2.6人とまだまだ開きがあることから、その希望が叶えられるよう出産・子育て支援施策の充実を図り、もう1人産みたい、育てたいと思える「子だくさん都市」を目指します。

四番目は、『中高年の「元気で長生きしたい』を

叶える 健康都市』であります。本市の65歳健康寿命は、全国や愛媛県平均と比較して、1年程度短くなっています。この現状を改善し、元気な中高年の方々が、生涯を通して社会や地域のために活躍できる「健康都市」を目指します。

「産業都市」「定住都市」「子だくさん都市」「健康都市」これら四つのまちづくりを推進し、将来にわたり持続可能なまち 新居浜を築いてまいります。

次に、本市人口の将来展望についてでございます。本市人口は、昭和55年の13万2千人をピークに減少し続けており、このままでは平成42年には10万5千人、平成52年には9万4千人、さらに平成72年には7万5千人まで減少するという厳しい現実が待ち受けています。私は、人口は都市の勢いを示す大きなパロメータであると常々考えております。人口が減少することは、即ちまちに勢いがなくなることです。

少子高齢化の進行に伴い、今後も日本の総人口が減少することは避けはれません。しかし、この厳しい現実を目の当たりにして、座して待つのではなく、あらゆる可能性に挑戦する姿勢が求められています。本市将来人口は、まず、25年後の平成52年まで10万人を維持することを目指します。さらに、45年後の平成72年は、推計人口7万5千人に対して1万5千人増の9万人を目指してまいります。

そのためには、達成すべき二つの大きな前提条件があります。一つは、人口の自然増減の改善、すなわち出生率を上昇させることであります。現在、四国一の合計特殊出生率1.8を、平成42年には、2.0、さらに平成72年には2.3まで上昇させていかねばなりません。

もう一つは、社会増減の改善であります。本市では、長らく市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過の状態が続いている。目標人口を維持するには、15年後の平成42年までに転出者数と転入者数を均衡させなければなりません。

人口の自然増減と社会増減の改善という二つの条件を達成することは、容易な道程ではありません。しかし、これら自然増減と社会増減の改善は、単に総人口の減少を食い止めるだけに留まらず、年少人口、生産年齢人口が将来にわたり安定する人口構造へと変革し、少子高齢化から脱却する軌道を描くことにつながってまいります。持続可能なまち 新居浜を築いていくうえで不可欠なものであり、地域の総力を結集して乗り越えていかなければなりません。

住みたい、住み続けたい あかがねのまちをめざして 「新居浜市総合戦略」

総合戦略では、将来目標人口の達成と「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指して、四つの基本目標を掲げ施策展開を図ってまいります。

基本目標 1 「新たな雇用を創り出し、地元産業を振興します」

基本目標 1 では、「ものづくり産業の振興」、「新産業の創出、創業への支援」、「地元産業の振興」、「住友各社との連携強化と企業誘致の促進」の施策を展開し、経済の再生につなげてまいります。

特に、新居浜ものづくりブランドをはじめ本市ものづくり企業の販路開拓や新事業展開への取組を、産官学金が連携して支援してまいります。また、大学生等への就職説明会やインターンシップへの支援など、ものづくり人材確保のための取組を進めます。さらに、金融機関等との連携を強化し意欲ある創業に対する支援を充実してまいります。

基本目標 2 「居住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します」

基本目標 2 では、「移住・定住の促進」、「交流人口の拡大」の施策を展開してまいります。特に、全国でも初の取組となります企業城下町版 C C R C の導入について、協議検討するための推進協議会を早期に設置し、基本構想の策定に着手してまいります。さらに、新居浜市の魅力を発信するシティプロモーションにも取り組んでまいります。

また、本市発展の礎であります別子銅山近代化産業遺産を活用した観光振興による交流人口の拡大、さらには本市出身者のUターン促進や本市への定住促進に対する取組は、経済の再生のみならずコミュニティの再生にもつながる取組であります。これら、新たな雇用創出や移住・定住を促進することによりまして、将来人口展望の前提条件であります社会増減の改善を図ってまいります。

基本目標 3 「浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します」

基本目標 3 では、「少子化対策の充実」、「子育て支援の充実」、「健康寿命の延伸」の施策を展開してまいります。少子化対策、子育て支援の充実によりまして、出生率を引き上げ、将来人口展望のもう一つの前提条件であります自然増減の改善につなげなければなりません。また、健康寿命の延伸は、私が目指します健康都市づくりの大きな命題でもあ

ります。さらに、安心して子育てができるまち、いくつになっても安心して暮らしていくことができるまちを地域が一体となってつくりあげるには、何よりも地域コミュニティの再生が必要であります。従来の縦割りの地域づくりではなく、地域に関わる団体が連携し、地域の課題を自ら解決しようとする協議会型の自主組織による持続可能な新たなまちづくりを進めてまいります。

基本目標 4 「市域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します」

基本目標 4 では、「新居浜・西条・四国中央市の三市連携の推進」、「コンパクトなまちづくりの推進」、「住民が主体となったまちづくりの推進」、「安全・安心のまちづくりの推進」、「芸術文化、スポーツの息づくまちづくりの推進」の施策を展開してまいります。特に、三市連携では、新居浜市、西条市、四国中央市の副市長で構成する東予ものづくり連携推進協議会を設立して、三市の情報発信・PR事業等を実施することをいたしております。また、合同就職説明会や技術シーズ展示会については西条市と、サイクリングイベントについては四国中央市と連携して実施するなど、政策ごとに三市が連携して地方創生の取組を推進してまいります。

これら四つの基本目標に向かって、地方創生への取組を推進することにより、「ひと」すなわち人材、「しごと」すなわち企業の価値を高めていかなければなりません。さらに、ひと、しごとの価値が高まるることは、「まち」すなわち新居浜市の価値を創造するという好循環を産み出し、選ばれる定住都市新居浜へとつながるものであります。

今一度、市民、企業の皆様がそれぞれの立場で、自らの価値創造について考え、市民価値、企業価値の向上に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。そして、「チーム新居浜」で一体となって地方創生に取り組むことにより、まちの価値すなわち「新居浜の誇り」を創造していこうではありませんか。

今、まさに「百尺竿頭に一步を進む」

百尺ある長い竿の最高点、つまり、チーム新居浜の総力で総合戦略を策定するところまで到達することができました。しかし、それに満足することなく、計画成就に向け、事業推進へと歩みを進めていかなければなりません。地方創生の取組はこれからが本番です。常に弛まぬ努力と向上心を持ち、地方創生を成し遂げ、このふるさと新居浜を未来に継承して

いかなければなりません。それが私達に与えられた大きな使命であります。

「自彊不息」

「自ら努め励み、前進していく」という先人から脈々と引き継いできた新居浜伝統の精神であります。私は、今の新居浜を築き上げたこの精神を、今一度自ら実践し、地方創生を成し遂げてまいります。どうか、地方創生成就の高い志を「チーム新居浜」全員で共有し、ふるさと新居浜の更なる発展と地方創生の実現に向けて挑戦していこうではありませんか。

未来は与えられるものではなく、創るものであります。

志あるところに、必ず道は開かれます。

4 行 政 改 革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、長期総合計画を意識し、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、これまでの改革の実績を踏まえ、効果・効率的な行政運営システムを確立することにより、地域主権時代を担える市役所を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「新居浜

市行政改革大綱2011」を策定、平成27年度には、前計画の基本方針を継続・強化しつつ、新たな取組を追加した平成32年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2016」を策定、第五次長期総合計画の将来都市像に掲げる「笑顔」を改革の主眼に置き、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を合言葉に、市民満足度と職員満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 42. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文

- 化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更。
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。

- 選舉管理委員会事務局を企画部情報政策課と併存。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。
防災安全課を市民部に配置替。
契約課に工事検査班を設置。
福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。
男女共同参画課に相談支援係を新設。
商工労政課に企業立地係を新設。
スポーツ文化課に国体準備係を新設。
工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。
スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。
児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。
保健センターに医療対策係を新設。
区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。
スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。
国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。
子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。
生活福祉課に自立支援係を新設。
地域福祉課に障がい支援係を新設。
市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。
環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。
別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。
社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。
企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。
水道局工務課に計画係を新設。
消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
建築指導課に空き家対策班を設置。
都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
郷土美術館、工業試験場を廃止。
端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。

5 総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口（平成72（2060）年に9万人を維持）の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第五次新居浜市長期総合計画（平成23年度～平成32年度）」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とした。

(3) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新たな雇用を創り出し、地元産業を振興します。**

【基本目標2】**居住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します。**

【基本目標3】**浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します。**

【基本目標4】**市域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します。**

(4) P D C Aサイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく31の施策と100の具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やKPI（重要業績評価指標）の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C Aサイクルを確立する。

(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で平成52（2040）年まで10万人を維持するとともに、平成72（2060）年の目標人口を9万人とした。

6 広聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からモニタ一一定数を増員し、会議参加方式からアンケート調査を主とした制度に見直しを行い、広聴機能の強化を図った。

モニター定数 200人程度(任期1年)

モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈平成27年度の実績〉

モニター数 18人

会議開催数 6回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区懇談会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

市内18会場で開催

平成28年度 7／1～9／5

〈平成27年度の内容・実績〉

○ 市長から市の重点事業について説明

○ 過去の主要課題の進捗状況報告

○ 意見交換

(1) 校区課題 58件

(2) その他（意見・要望など） 23件

〔参加者数：1,258人〕

平成27年度広聴票（部名別）

（単位：件）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 别 処 理 状 況							
				1 満 た し た	2 満 た せ るく	3 以 次 年 度	4 検 調 査 討 . .	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他	合 計
環 境 部	1	河川・水路の整備について	1					1			1
経 済 部	3	水路の補修について	1					1			1
		農道の補修について	1					1			1
		有害鳥獣対策について	1		1						1
建 設 部	4	道路の補修について	2		2						2
		交通安全施設の整備について	2					1		1	2
教 育 委 員 会	1	公共施設の整備について	1							1	1
合 計	9		9		3		4		2		9

平成27年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部門別処理状況								
				1 満 た し た る	2 た 近 く 満	3 せ く 年	4 以 次 年 降 度	5 ・ 調 査 討 考	6 参 考 た い せ	7 な 満 た い せ	そ の 他	合 計
企 画 部	18	広報・広聴について	3	1				1			1	3
		政策について	1						1			1
		総合窓口サービスについて	5	2					2	1		5
		地方創生について	3	1				1	1			3
		別子銅山文化遺産について	4	1				2		1		4
		その他	2		1				1			2
総 務 部	45	市役所職員について	11						9		2	11
		市役所庁舎について	16	1	2			7	3	2	1	16
		税金について	13		1						12	13
		その他	5	1	2				1		1	5
福 祉 部	96	生活保護について	40	4					14	2	20	40
		障がい福祉について	7	1				1	5			7
		介護について	4	1				1	2			4
		国保について	9						1		8	9
		子育て支援について	9	1	2	1		1	1	3		9
		保育園について	2						1		1	2
		健康づくりについて	4	2					2			4
		窓口対応について	3						2		1	3
		その他	18		1				1	2	14	18
		安全安心について	4	1				3				4
市 民 部	17	消費生活について	2						2			2
		戸籍・住民登録について	1							1		1
		窓口対応について	6	1				1			4	6
		その他	4	1					1	1	1	4
		ごみ処理について	7	1		1		2	2	1		7
環 境 部	18	下水道について	1			1						1
		衛生(墓地・犬・猫)について	3	1				1			1	3
		環境(悪臭・騒音・野焼き等)について	2					1			1	2
		まちの美化について	3		1		2					3
		その他	2							2		2
		観光について	3					1	1	1		3
経 済 部	21	太鼓祭りについて	7		3		2	2				7
		産業について	5					3	1	1		5
		交通について	1	1								1
		その他	5				2			3		5
		公園整備等について	22	6	5	1	5	3	2			22
建 設 部	72	駅周辺整備について	13	1				3	2		7	13
		道路整備・舗装・改修	18	1	4		2	8	1	2		18
		交通安全対策について	2			1				1		2
		市営住宅について	11	3	5			1	1	1		11
		その他	6					3			3	6
		小・中学校について	9	3				3	3			9
教育委員会	56	公民館について	3		3							3
		青少年健全育成について	4					1		3		4
		発達支援について	2					2				2
		スポーツについて	12	1	3			4	4			12
		文化について	5	1				1	3			5
		図書館について	7	2	1			1	2	1		7
		総合文化施設について	10		2			5	1		2	10
		その他	4						2	1	1	4
議会事務局	5	市議会について	5	1				2			2	5
選挙管理委員会	4	選挙について	4					1	2	1		4
水道局	5	水道について	5		1				3		1	5
その他の	46		46	1				3		42	46	
合 計	403		403	42	37	5	51	99	29	140	403	

うち 市長への手紙 : 291 件
 市長へのメール : 112 件

7 市政広報

(1) 広報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにいはま	市勢要覧
発行日	毎月1回		平成25年1月10日 (5年に1回)
発行部数	1回 44,300部		1,500部
版型	A4版		A4版
経費	1,279万円		82万円
単価	22円(40頁・消費税含まず)		540円(48頁・消費税含む)
配布対象	全戸		関係機関ほか
配布方法	自治会組織などを通じて配布		随時
内容	市政に関する情報 季節、地域の話題		市制施行75周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読み上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

ウ CATVによる広報

CATVデジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにいはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにいはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグル

ープ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブックほか携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始。平成28年3月には、一部機能を追加した。

8 情報政策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るために、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

○昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オン

- ラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
 - 平成6年度 住民基本台帳の統括表示の変更を自主開発により対応した。
 - 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
 - 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
 - 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
 - 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
 - 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
 - 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
 - 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
 - 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
 - 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改革等に伴うシステム改修を行った。
 - 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改革に伴うシステム改修を行った。
 - 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手

- 当システムの導入を行った。
- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
 - (イ) 内部事務の電算化
 - 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
 - 平成26年度 I C Tを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ I C Tの推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいかなければよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサー2台を導入し、昭和61年度からは府内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、府内LANによる全府的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月及び平成25年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なI C T研修を実施し、広く職員にI C T感覚、I C T意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(28. 4. 1 現在)

課名	業務名
市民課	住民記録
市民課	外国人登録
市民課	印鑑登録
市民課	国民年金
市民税課	個人住民税
市民税課	法人市民税
市民税課	軽自動車税
資産税課	固定資産税
収税課	収納管理
収税課	滞納整理
国保課	賦課
国保課	資格
国保課	給付
国保課	後期高齢者医療
国保課	徴収
国保課	医療費適正化
地域福祉課	福祉手当
地域福祉課	重度心身障害者(児)医療
地域福祉課	障害福祉サービス

課名	業務名
介護福祉課	老人措置
介護福祉課	在宅福祉台帳
介護福祉課	介護保険
子育て支援課	児童手当
子育て支援課	児童扶養手当
子育て支援課	ひとり親家庭・子ども医療
子育て支援課	子育て支援
保健センター	各種予防接種・検診
財政課	財務会計
出納室	財務会計
人事課	人事管理
人事課	給与管理
建築住宅課	住宅使用料
下水道管理課	下水道受益者負担金
選挙管理委員会事務局	選挙事務
農業委員会事務局	農家台帳
教育委員会社会教育課	成人式
教育委員会学校教育課	学齢簿
教育委員会学校教育課	就園奨励

情報端末設置状況

(28. 4. 1 現在・単位:台)

部局	区分	府内 LAN			基幹業務システム			合計
		情報政策課 管理分	その他	小計	情報政策課 管理分	その他	小計	
企画部		64	0	64	14	0	14	78
総務部		98	0	98	72	0	72	170
福祉部		208	0	208	143	24	167	375
市民部		91	1	92	32	0	32	124
環境部		42	32	74	3	0	3	77
経済部		54	1	55	2	0	2	57
建設部		58	30	88	5	0	5	93
出納室		9	0	9	1	0	1	10
議会事務局		9	1	10	0	0	0	10
選挙管理委員会事務局		0	16	16	1	0	1	17
監査委員会事務局		6	0	6	0	0	0	6
農業委員会事務局		7	0	7	2	0	2	9
水道局		47	12	59	2	0	2	61
教育委員会事務局		90	4	94	8	0	8	102
教育機関(小学校・公民館ほか)		67	11	78	0	0	0	78
消防		65	0	65	0	0	0	65
港務局		8	3	11	0	0	0	11
土地開発公社		3	0	3	0	0	0	3
その他の		2	0	2	0	0	0	2
合計		928	111	1,039	285	24	309	1,348

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な

情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉州・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル85チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 18,502世帯、インターネット、WiMAX及びLTE 7,004世帯（平成28年3月31日現在）となっている。（なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は40.9%となっている。）

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティーの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

設立年月日 昭和63年3月17日

所在地 坂井町二丁目3番17号

☎ 32-7777

（新居浜テレコムプラザ2階）

資本金 4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号

☎ 33-5200

資本金 2億7,000万円

敷地面積 4,266m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建

建物面積 4,244m²

竣工 平成3年2月28日

10 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

11 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「銅山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、遺産の保存活用に役立てている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進し、産業遺産の価値を高め、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。また、平成25年度情報発信事業として「あかがねエッセイ賞作品集」を出版するとともに、「あかがねフォトコンテスト」、「NHK大阪別子銅山展」などを実施した。平成26年度は、鶯尾勘解治氏の功績と自彌舎活動を顕彰するため、菊本町の自彌舎跡地の整備を行い、記念碑を設置した。また、「別子銅山東京展(六本木)」を行い、首都圏における情報発信を行った。

平成27年度は、高校生を対象に別子銅山産業遺産の歴史等に関する学習により、郷土愛の醸成と次世代への継承を目的とした別子銅山産業遺産創造塾養成講座を実施した。また、登録有形文化財旧端出場水力発電所について、将来にわたり保存、活用していくため、平成27年度、平成28年度の2か年継続事業で、保存活用計画の策定に取り組んでいる。

12 えひめ国体の推進

平成29年の愛媛県単独による「第72回国民体育大会」の開催に向け、愛媛県えひめ国体推進局との連携により、大会の円滑な運営を図るため、関係団体との連絡・調整及び開催に必要な施設・設備等の整備と組織づくりを行っている。平成28年度は正式競技すべてで、本大会に向けたリハーサル大会を実施する。

○大会の愛称

「愛顔つなぐえひめ国体」
えがお

○大会スローガン

「君は風 いしづちを駆け 濑戸に舞え」

○本市開催競技

(正式競技)

- ・ウエイトリフティング(全種別)…本市単独開催
- ・セーリング(全種別)……………同上
- ・サッカー(少年男子)……………2市共同開催
- ・軟式野球(成年男子)……………5市町共同開催
(デモンストレーションスポーツ)
- ・カローリング
- ・バウンドテニス

13 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会計区分	年度	26		27		28	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一般会計	46,816,278	54.2	48,654,782	54.9	47,304,736	53.6	
特別会計	貯木場事業	58,025	0.1	1,250	0.0	1,250	0.0
	渡海船事業	203,358	0.2	199,933	0.2	210,003	0.2
	住宅新築資金等貸付事業	8,312	0.0	10,064	0.0	9,506	0.0
	平尾墓園事業	25,854	0.0	30,692	0.0	26,698	0.0
	公共下水道事業	6,033,279	7.0	5,627,743	6.4	5,904,269	6.7
	国民健康保険事業	13,761,435	16.0	15,254,367	17.2	15,439,375	17.5
	介護保険事業	13,352,072	15.5	13,101,841	14.8	13,382,608	15.2
	後期高齢者医療事業	1,611,338	1.9	1,595,062	1.8	1,680,888	1.9
	工業用地造成事業	268,247	0.3	695,353	0.8	449,224	0.5
小計		35,321,920	41.0	36,516,305	41.2	37,103,821	42.0
企業会計	水道事業会計	3,728,207	4.3	3,106,313	3.5	3,342,221	3.8
	工業用水道事業会計	415,680	0.5	355,790	0.4	511,889	0.6
	小計	4,143,887	4.8	3,462,103	3.9	3,854,110	4.4
合計		86,282,085	100	88,633,190	100	88,262,667	100

(2) 平成28年度一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

性質区分	当初予算額	構成比	性質区分	当初予算額	構成比	
			歳入	歳出		
自主財源	市税	18,588,554	39.3	人件費	8,126,380	17.2
	分担金及び負担金	458,381	1.0	物件費	6,820,649	14.4
	使用料及び手数料	897,454	1.9	維持補修費	363,089	0.8
	財産収入	53,015	0.1	扶助費	11,547,854	24.4
	寄附金	31,980	0.1	補助費	3,348,391	7.1
	繰入金	1,763,214	3.7	公債費	4,761,539	10.1
	繰越金	1,100,000	2.3	出資金及び貸付金	1,069,000	2.2
	諸収入	1,821,026	3.9	繰出金及び積立金	5,553,743	11.7
	小計	24,713,624	52.3	予備費	30,000	0.1
依存財源	地方譲与税	291,000	0.6	小計	41,620,645	88.0
	利子割交付金	28,000	0.1	投資的経費	3,504,619	7.4
	配当割交付金	95,000	0.2	補助事業費	2,149,472	4.5
	株式等譲渡所得割交付金	80,000	0.2	単独事業費	30,000	0.1
	地方消費税交付金	2,200,000	4.7	災害復旧事業費		
	ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.0	小計	5,684,091	12.0
	自動車取得税交付金	19,000	0.0			
	地方特例交付金	60,000	0.1			
	地方交付税	5,510,000	11.6			
	交通安全対策特別交付金	15,000	0.0			
市債	国庫支出金	7,473,109	15.8			
	県支出金	3,125,603	6.6			
	市債	3,674,400	7.8			
	小計	22,591,112	47.7			
合計		47,304,736	100	合計	47,304,736	100

(3) 平成28年度一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源	当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
議 会 費	376,817	—	—	—	—	376,817	100.0
総 務 費	4,070,265	271,249	12,500	209,385	3,577,131	87.9	
民 生 費	19,162,371	8,623,194	—	1,119,896	9,419,281	49.2	
衛 生 費	6,225,260	354,914	585,100	284,294	5,000,952	80.3	
労 働 費	373,381	5,725	—	325,000	42,656	11.4	
農 林 水 産 業 費	586,614	75,872	20,900	26,533	463,309	79.0	
商 工 費	1,599,838	49,925	75,500	755,196	719,217	45.0	
土 木 費	4,131,858	1,004,827	945,600	273,202	1,908,229	46.2	
消 防 費	1,583,868	—	175,000	83,853	1,325,015	83.7	
教 育 費	4,371,401	213,006	59,800	267,747	3,830,848	87.6	
災 害 復 旧 費	30,000	—	—	—	30,000	100.0	
公 債 費	4,762,963	—	—	172,200	4,590,763	96.4	
諸 支 出 金	100	—	—	100	—	0	
予 備 費	30,000	—	—	—	30,000	100.0	
計	47,304,736	10,598,712	1,874,400	3,517,406	31,314,218	66.2	

(2) 一般会計決算の推移(款別)

ア 島 入

(単位：千円・%)

款	区分	年度		25		26		27	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税		18,902,720	40.3	18,920,673	37.7	19,264,958	38.9		
地 方 譲 与 税		340,562	0.7	337,689	0.7	343,984	0.7		
利 子 割 交 付 金		55,131	0.1	49,821	0.1	43,954	0.1		
配 当 割 交 付 金		60,303	0.1	113,119	0.2	87,885	0.2		
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		95,508	0.2	74,305	0.1	88,475	0.2		
地 方 消 費 税 交 付 金		1,102,842	2.4	1,329,431	2.6	2,296,865	4.6		
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		40,867	0.1	38,138	0.1	40,148	0.1		
自 動 車 取 得 税 交 付 金		61,168	0.1	31,565	0.1	42,018	0.1		
地 方 特 例 交 付 金		67,716	0.1	67,942	0.1	70,323	0.2		
地 方 交 付 税		6,144,430	13.1	6,178,466	12.3	6,122,714	12.4		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		21,575	0.0	18,568	0.0	18,858	0.0		
分 担 金 及 び 負 担 金		823,410	1.8	800,311	1.6	508,606	1.0		
使 用 料 及 び 手 数 料		735,983	1.6	725,965	1.4	924,728	1.9		
国 庫 支 出 金		7,079,182	15.1	7,764,321	15.5	6,901,788	13.9		
県 支 出 金		2,788,345	5.9	3,171,998	6.3	2,936,166	5.9		
財 産 収 入		72,221	0.2	319,685	0.6	64,648	0.1		
寄 附 金		36,732	0.1	84,447	0.2	45,163	0.1		
繰 入 金		389,838	0.8	2,087,458	4.2	1,573,809	3.2		
繰 越 金		1,505,618	3.2	1,566,538	3.1	1,643,718	3.3		
諸 収 入		1,569,182	3.3	1,433,899	2.9	1,492,453	3.0		
市 債		5,053,300	10.8	5,117,700	10.2	4,998,275	10.1		
合 計		46,946,633	100	50,232,039	100	49,509,536	100		

イ 島 出

(単位：千円・%)

款	区分	年度		25		26		27	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費		377,566	0.8	390,560	0.8	396,192	0.8		
総 務 費		6,217,869	13.7	7,333,482	15.1	6,700,619	13.9		
民 生 費		16,903,882	37.3	18,076,953	37.2	17,680,034	36.8		
衛 生 費		5,044,775	11.1	5,115,151	10.5	5,266,208	11.0		
労 働 費		283,734	0.6	314,781	0.7	367,565	0.8		
農 林 水 産 業 費		558,380	1.2	751,523	1.5	559,001	1.2		
商 工 費		1,139,708	2.5	1,359,677	2.8	2,663,241	5.5		
土 木 費		3,925,514	8.7	3,273,816	6.7	3,180,541	6.6		
消 防 費		1,293,048	2.9	2,005,070	4.1	1,730,431	3.6		
教 育 費		3,742,492	8.3	4,031,400	8.3	4,018,860	8.4		
災 害 復 旧 費		111,670	0.2	131,651	0.3	244,613	0.5		
公 債 支 出 金		5,781,384	12.7	5,727,354	11.8	5,264,294	10.9		
諸 支 出 金		73	0.0	76,903	0.2	71	0.0		
合 計		45,380,095	100	48,588,321	100	48,071,670	100		

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別 区分	年度	25			26			27		
		決算額	構成比	市民1人当たり	決算額	構成比	市民1人当たり	決算額	構成比	市民1人当たり
1. 人 件 費		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人 件 費	7,507,529	16.5		60,693	7,740,857	15.9	63,061	7,697,809	16.0	63,114
2. 物 件 費	8,117,839	17.9		65,628	6,122,501	12.5	49,877	6,670,095	13.9	54,687
3. 補 助 費 等	2,476,091	5.5		20,019	3,157,178	6.5	25,720	3,467,941	7.2	28,434
4. 維 持 補 修 費	279,597	0.6		2,260	320,455	0.7	2,611	345,681	0.7	2,834
5. 扶 助 費	7,885,308	17.4		63,747	10,285,879	21.2	83,795	10,283,778	21.4	84,317
6. 建 設 事 業 費	6,452,854	14.2		52,167	7,885,749	16.2	64,242	7,101,215	14.8	58,224
(1) 普 通 建 設 事 業 費	6,341,184	14.0		51,264	7,754,098	16.0	63,170	6,856,602	14.3	56,218
ア 補 助	4,084,938	9.0		33,024	4,808,255	9.9	39,171	2,060,833	4.3	16,897
イ 単 独	2,256,246	5.0		18,240	2,945,843	6.1	23,999	4,795,769	10.0	39,321
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	111,670	0.2		903	131,651	0.2	1,072	244,613	0.5	2,006
7. 出資金貸付金	675,609	1.5		5,462	669,133	1.4	5,451	698,734	1.5	5,729
8. 積 立 金	1,197,305	2.6		9,679	1,253,361	2.6	10,211	1,129,730	2.3	9,263
9. 繰 出 金	5,007,843	11.0		40,485	5,427,132	11.2	44,212	5,413,735	11.3	44,387
10. 公 債 費	5,780,120	12.8		46,728	5,726,076	11.8	46,648	5,262,952	10.9	43,151
歳 出 合 計	45,380,095	100		366,868	48,588,321	100	395,828	48,071,670	100	394,140

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	25		26		27	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
貯 木 場 事 業		219,651	113,924	105,727	56,925	77,545	792
渡 海 船 事 業		163,180	163,180	193,323	193,323	182,798	182,798
住宅新築資金等貸付事業		30,427	6,851	35,259	7,031	43,027	5,743
平 尾 墓 園 事 業		18,617	18,617	25,271	25,271	29,769	29,769
公 共 下 水 道 事 業		5,202,731	5,180,080	5,680,152	5,653,472	5,782,023	5,744,824
國 民 健 康 保 険 事 業		13,971,037	13,862,274	13,762,317	13,762,317	15,523,621	15,523,621
介 護 保 険 事 業		12,823,255	12,641,676	13,260,213	13,010,713	13,054,972	12,857,564
後期高齢者医療保険事業		1,610,732	1,531,480	1,653,880	1,566,010	1,626,779	1,549,027
工 業 用 地 造 成 事 業		62,649	82,871	259,453	298,105	366,300	870,039
計		34,102,279	33,600,953	34,975,595	34,573,167	36,686,834	36,764,177

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純 利 益	資本的収入	資本的支出
23		1,746,987	1,524,360	222,627	217,273	965,731
24		1,720,859	1,572,674	148,185	326,124	998,846
25		1,720,623	1,541,585	179,038	375,481	2,104,257
26		4,287,123	1,656,659	266,120	650,776	1,783,531
27		1,843,138	1,494,801	348,337	394,019	1,340,719

注：収益的取支は消費税抜金額、資本的取支は消費税等を含む金額

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純 利 益	資本的収入	資本的支出
23		235,490	170,336	65,154	0	34,653
24		238,741	177,038	61,703	5	64,706
25		227,811	174,390	53,421	0	105,777
26		237,018	209,931	19,229	91,640	96,839
27		254,851	158,682	96,169	50,000	100,881

注：収益的取支は消費税抜金額、資本的取支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度増減見込み		平成28年度末 見込額
			平成28年度中 起債見込額	平成28年度中 元金償還見込額	
一般会計					
総務	3,143,007	3,569,625	27,000	74,217	3,522,408
民生	930,392	857,864	62,500	80,573	839,791
衛生	2,415,250	1,987,208	585,100	532,881	2,039,427
農水	400,234	373,035	20,900	48,859	345,076
商工	706,188	1,478,320	75,500	74,269	1,479,551
土木	12,952,124	11,534,331	654,400	1,694,416	10,494,315
公営住宅	769,048	783,420	549,500	73,609	1,259,311
消防	857,421	1,045,139	483,000	42,245	1,485,894
教育	3,726,995	3,650,788	912,400	278,802	2,284,386
災害復旧	425,220	347,859	42,000	17,597	372,262
減税補てん債	913,334	785,114	—	130,660	654,454
臨時税収補てん債	168,800	113,650	—	56,260	57,390
臨時財政対策債	19,936,196	21,135,340	1,800,000	1,092,823	21,842,517
減収補てん債	935,000	869,000	—	66,000	803,000
計	48,279,209	48,530,693	5,212,300	4,263,211	49,479,782
特別会計					
渡海船事業	37,618	25,909	—	11,786	14,123
住宅新築資金等貸付事業	12,799	9,594	—	5,430	4,164
平尾墓園事業	96,434	83,050	—	8,740	74,310
公共下水道事業	36,294,089	35,967,594	2,331,900	2,288,779	36,010,715
国民健康保険事業	100,000	50,000	—	50,000	0
工業用地造成事業	584,275	569,858	300,900	190,158	680,600
計	37,125,215	36,706,005	2,632,800	2,554,893	36,783,912

(単位：千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度増減見込み		平成28年度末 見込額
			平成28年度中 起債見込額	平成28年度中 元金償還見込額	
企業会計					
水道事業	5,145,663	5,007,827	800,000	352,074	5,455,753
工業用水道事業	81,851	126,067	100,000	6,067	220,000
計	5,227,514	5,133,894	900,000	358,141	5,675,753

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	23	24	25	26	27
歳 入 総 額 ①	45,829,661	48,107,799	46,984,666	50,280,660	49,354,073	
歳 出 総 額 ②	44,403,098	46,585,562	45,393,925	48,613,531	47,878,297	
歳入歳出差引額(① - ②) ③	1,426,563	1,522,237	1,590,741	1,667,129	1,475,776	
翌年度へ繰越すべき財源 ④	241,635	332,431	697,041	1,101,165	377,695	
実質収支(③ - ④) ⑤	1,184,928	1,189,806	893,700	565,964	1,098,081	
單 年 度 収 支 ⑥	△ 12,551	4,878	△ 296,106	△ 327,736	532,117	
積 立 金 ⑦	203,858	878,450	772,669	906,000	560,043	
繰 上 償 還 金 ⑧	28,629	—	—	—	—	
積立金取り崩し額 ⑨	79,965	713,740	27,832	1,580,000	440,000	
実質单年度収支(⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨)	139,971	169,588	448,731	△ 1,001,736	652,160	
基 準 財 政 需 要 額 注：1	19,549,634	19,536,726	19,662,800	20,074,960	20,561,861	
基 準 財 政 収 入 額 注：2	14,558,086	14,540,085	14,746,934	14,967,035	15,369,807	
基 準 財 政 規 模 注：3	26,507,565	27,002,231	27,426,143	27,213,960	27,240,703	
財 政 力 指 数 注：4	单 年 度	0.745	0.744	0.750	0.746	0.747
	三 年 平 均	0.746	0.737	0.746	0.747	0.748
実質収支比率(%) 注：5	4.5	4.5	3.3	2.1	4.0	
公 債 費 比 率 (%) 注：6	10.4	10.0	9.8	9.7	8.6	
実績公債費比率(%) 注：7	6.4	6.8	6.5	6.5	6.0	
積 立 金 現 在 高	12,085,882	12,121,787	12,928,379	12,090,094	11,649,590	
地 方 債 現 在 高	47,143,950	47,671,250	47,776,886	47,910,037	48,032,397	
債 務 負 担 行 為 額	3,644,801	3,251,106	5,376,682	4,924,646	5,569,168	
経常一般財源比率(%) 注：8	94.3	92.3	91.5	92.8	97.4	
経常収支比率(%) 注：9	(85.8) 78.6	(88.0) 81.5	(88.6) 80.1	(91.1) 83.2	(84.8) 78.4	

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「るべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん議与税議与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「るべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の} 25\% - \text{地方議与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + (\text{地方議与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額})$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入される税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100\%$$

実質収支=形式収支-翌年度へ繰り越すべき財源

形式収支=歳入決算額-歳出決算額

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A: 元利償還金

B: 公債費充当特定財源

C: 普通交付税で災害復旧費等
基準財政需要額に算入されたもの

注：7 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A: 元利償還金・準元利償還金

B: 算入公債費の額

C: 標準財政規模

注：8 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、自由に使用しうる収入）の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100\% (%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみるとより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当の一般財源} \div (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100\% (%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減税補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。